

カルルス温泉
国民保養温泉地計画書

平成30年12月

環 境 省

(目次)

1. 温泉地の概要.....	1
2. 計画の基本方針.....	2
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全に関する方策...	2
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の 配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の 配置計画若しくは育成方針等.....	4
5. 温泉資源の保護に関する取組方針.....	5
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策.....	6
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策.....	8
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画.....	11
9. 災害防止対策に係る計画及び措置.....	13

添付

1. 国民保養温泉地位置図
2. 国民保養温泉地区域図

1. 温泉地の概要

カルルス温泉は支笏洞爺国立公園内に位置し、明治 32 年の開湯以降、賑やかな登別温泉とは対照的に温泉の俗化を避け、湯治場の情緒を残した山間の静かな温泉郷として多く利用客を受け入れてきた。

本地域は、古くはアイヌ語で「小川の床」を指すペンネケセと呼ばれており、現地名は川床から湧き出るラジウムの豊富な単純泉が、チェコのカルルスバード（カルロビバリ）の泉質と似ていることから、「カルルス」という地名がつけられたと言われている。

カルルス温泉は来馬岳、オロフレ山、加車山など美しい山々に外輪を囲まれ、北西には北海道内で最も標高が高いオロフレ峠、東方には橘湖があり、豊かな自然に囲まれている。特に橘湖は人の手がほとんど加えられておらず、神秘的な佇まいが人々を強く惹きつける。

開湯時は共同浴場と 1 軒の旅館があるのみであったが、明治 38 年日露戦争終期に、激増する戦傷兵の療養のため、登別温泉と共に旭川陸軍予備病院の指定する療養地となったことで全国的に有名になった。

その後、カルルス温泉と市街地、及び約 8 キロ離れた登別温泉と結ぶ道路が整備されたことで、観光客が増加し、大正の初めころには年間の入込客数が 5,000 人を超えるまでになった。昭和 2 年には登別温泉との間で、当時、全国でも珍しかった乗合小型自動車の運行が始まり、人気を博した。

昭和 32 年に全国で 12 番目、北海道では初の国民保養温泉地に指定され、登別温泉とは一線を画す閑静な湯治場、温泉地として歩みを続けてきた。ほぼ同時期に、登別温泉からの道路が完全舗装されたこともあり、観光客も増加にともない、旅館も 4 軒から 7 軒に増加して受入環境整備が進んだ。

また、昭和 38 年、カルルス温泉に国設カルルススキー場が開設された。これにより、落ち込みがちであった冬期間の観光誘客が大きく回復し、カルルス温泉の新たな魅力となっている。

現在のカルルス温泉には、4 軒の宿泊施設があり、今では少なくなった日本の古き良き温泉地の雰囲気が多く、多くの観光客を惹きつけている。



旅館の背景に広がる来馬岳



カルルス温泉入口

2. 計画の基本方針

豊かな自然に囲まれ、古き良き湯治場の風情で多くの利用客を魅了してきた歴史を大切に、今後も自然環境の保護や景観の維持に配慮しながら、カルルス温泉の特色を生かした温泉地づくりを継続する。上記の基本方針をより具体化するため、次の3つの基本目標を掲げ、計画の推進に努める。

- ① カルルス温泉の豊かな自然環境を活かした事業を推進する。
- ② カルルス温泉の閑静な湯治場としての情緒を継承し、保全する。
- ③ カルルス温泉旅館組合や（一社）登別国際観光コンベンション協会などの連携により、情報発信や受入環境整備等に取り組む。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

カルルス温泉は、古くから登別温泉の奥座敷として有名で、登別市内はもとより近隣の皆様から湯治場として利用されてきた。現在でも賑やかな登別温泉とは対照的に、山間の閑静な湯治場の情緒を色濃く残した雰囲気最大の魅力となっている。

アイヌの伝説によると、シカ狩りに向かった若者が、誤って崖下に転落し重傷を負ったが、小川の中に湯が豊富に沸き出ているのを発見し、その湯に浸かったところ、瞬く間に傷が癒え、無事に家族の元に戻ったとされている。推察するに、その湯こそが現在のカルルス温泉ではないかと考えられる。

明治期に入り、調査測量や鉱山資源探索等の過程でカルルス温泉が発見され、近代的な開発が始まった。明治32年に1棟5部屋を有する旅館及び浴場が建てられたことをもってカルルス温泉開湯とし、現在まで約120年の歴史を誇る。

泉質は、無色透明な単純温泉で、毎分の湧出量は800L、源泉の温度は72度となっている。

また、飲用も可能で疲労回復、健康増進に効果があるとされる。現在は4軒の宿泊施設が営業しており、年間約82,000人の観光客が訪れている。



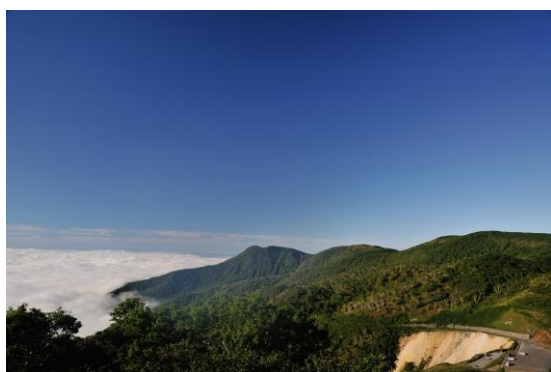
古くから湯治客などで賑わうカルルス温泉

(2) 取組の現状

当地区は支笏洞爺国立公園内に位置し、橘湖から南東斜面の一带及び道道洞爺湖登別線の沿道は、第一種特別地域に指定されている。またオロフレ峠から加車山にかけて伸びる尾根筋及び来馬岳にかけて伸びる尾根筋は第二種特別地域に指定され、それ以外は第三種特別地域として、自然公園法に基づき温泉地内の自然環境が保たれている。

また、都市計画法では当地区は市街化調整区域に指定されている。生活利便機能と市街化調整区域内において提供されるべき機能の立地を抑制する一方で、市街化区域内に立地することがなじまない機能や、市街化調整区域の地域資源や特性を活かす機能の立地については、慎重に判断し適切な配置や計画的な土地利用となるように対応している。

また、住民、温泉利用事業者、そのほかカルルス温泉町内会などが駐車場清掃、花壇整備、草刈り等を行い景観や美化を保つ活動をしている。



オロフレ峠から望む雲海



カルルス温泉駐車場

(3) 今後の取組方策

当地区においては、さらに自然環境、街並み、歴史、風土、文化等の維持、保全等を図るため、関係機関と調整の上、(2)の取組を継続する。また「登別市景観とみどりの条例」により景観の維持及び緑化の促進に取り組む。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師等の配置計画

(1) 医師または人材の配置の状況

カルルス温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師のほか、宿泊施設従業員、地域住民などからなる高齢者入浴アドバイザー（※1）や温泉ソムリエ（※2）を配置しており、その氏名及び活動の状況等は、以下のとおりである。

① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
横山 豊治	内科	市内の医院において、随時、温泉利用に関する相談に対応する。	H29～

② 人材

人材	人数	医師との連携を含めた活動内容	配置年度
高齢者入浴アドバイザー	20人	ホテル・旅館及び日帰り入浴施設において、高齢者の入浴中事故を未然に防ぐアドバイザーを養成する。	H28～
温泉ソムリエ	20人	ホテル・旅館及び日帰り入浴施設において、健康増進のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導に努める。	H29～

※1 高齢者入浴アドバイザー協会が実施する養成セミナーを受講し、認定された者で、市内及び近郊に居住する者。

※2 温泉ソムリエ協会が実施する養成講座を受講し、認定された者で、市内及び近郊に居住する者。

(2) 配置計画または育成方針等

カルルス温泉では、(1)の医師及び人材の配置を継続する。さらに高齢者入浴アドバイザー及び温泉ソムリエの計画的な増員に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

カルルス温泉の泉質は、芒硝性単純泉であり、現在4つの宿泊施設に利用されている。

源泉	温度 (℃)	湧出量 (l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
1号泉	49.0	160	芒硝性単純泉 (単純温泉)	動力	民間	旅館4 共同利用
2号泉	72.0	420	硫酸塩泉 (硫酸塩泉)	動力	民間	旅館4 共同利用
3号泉	35.0	190	芒硝性単純泉 (単純温泉)	動力	民間	旅館4 共同利用
4号泉	48.0	150	芒硝性単純泉 (単純温泉)	動力	民間	旅館4 共同利用

(2) 取組の現状

カルルス温泉における源泉について講じている保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
1号泉	現地観測（泉温、湧出量、地下水位）を 年1回実施。	源泉所有者	S60～
2号泉	現地観測（泉温、湧出量、地下水位）を 年1回実施。	源泉所有者	S58～
3号泉	現地観測（泉温、湧出量、地下水位）を 年1回実施。	源泉所有者	S60～
4号泉	現地観測（泉温、湧出量、地下水位）を 年1回実施。	源泉所有者	S41～

(3) 今後の取組方策

カルルス温泉では、泉温の低下や湧出量の減少は確認されていない。しかしながら将来においても枯渇や湧出量の減少などが発生しないように、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

なお、カルルス温泉の源泉については、源泉所有者の管理となっており、行政による保護の取組は行っていない。

源泉	取組	実施主体
1号泉	観測結果の集約、データ化を検討し、以上の予防や早期発見に努める。	源泉所有者
2号泉	観測結果の集約、データ化を検討し、以上の予防や早期発見に努める。	源泉所有者
3号泉	観測結果の集約、データ化を検討し、以上の予防や早期発見に努める。	源泉所有者
4号泉	観測結果の集約、データ化を検討し、以上の予防や早期発見に努める。	源泉所有者

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

カルルス温泉において、温泉の利用にあたって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

温泉地	源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数	
			浴用	飲用
カルルス温泉	4	源泉、引湯管、送湯管、浴槽、飲泉施設	6	1

(2) 取組の現状

カルルス温泉の利用にあたって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	必要に応じて、源泉の水質、成分検査を実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	【浴槽水】 全ての浴槽の浴槽水を毎日換水交換。 全ての浴槽の清掃を毎日実施。 レジオネラ菌検査を年1回実施。 【浴槽】 全ての浴槽について、浴槽水の排出後、清掃を実施。	設備所有者
飲泉施設	自主的	飲泉施設について、一般細菌、大腸菌群等の検査を年1回実施。	施設所有者
設備周辺	自主的	全ての設備周辺について、不定期に清掃を実施。	民間

(3) 今後の取組方策

カルルス温泉では、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	スケール除去、周辺環境保全に努める。	源泉所有者
引湯管	自主的	引湯管の清掃を半年に1回以上実施する。	源泉所有者
浴槽	自主的	各施設が適切に判断し、必要に応じて清掃の回数を増やす。	施設所有者
飲泉施設	自主的	必要に応じて、一般細菌、大腸菌群等の検査の回数を増やす。	施設所有者

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

カルルス温泉は明治32年の開湯以降、主として湯治場として利用され、山間の静かな温泉郷として広く知られるようになった。近年では湯治客のみならず、豊かな自然の中でトレッキング等を楽しみながら、閑静な温泉郷でゆっくりと余暇を楽しみたい若年層や、個人旅行の外国人観光客なども訪れるようになり、利用者は多様化している。

① 過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	26年度	27年度	28年度
カルルス温泉	宿泊	34,529	34,527	33,184
	日帰り	49,105	48,431	48,652
合計		83,634	82,958	81,836

② 最近1年間（平成28年度）の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
カルルス温泉	宿泊	4	283	1,775	2,589	2,926	3,598	3,390
	日帰り	4		1,837	2,932	2,353	2,346	2,369
	合計			3,612	5,521	5,279	5,944	5,759

(単位：人)

区分	利用者数							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	3,012	3,709	2,280	1,806	2,752	2,468	2,879	33,184
日帰り	2,446	2,965	2,175	2,989	11,223	8,679	6,338	48,652
合計	5,458	6,674	4,455	4,795	13,975	11,147	9,217	81,836

(2) 取組の現状

カルルス温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
カルルス温泉	登別市の観光資源を紹介するパンフレットを作成。カルルス温泉の魅力を広く紹介し、公共的利用を喚起。	登別市 登別国際観光コンベンション協会
	誘客プロモーション等で、観光事業者やメディア、旅行者に対し広報・宣伝を実施し、公共的利用を喚起。	登別市 登別国際観光コンベンション協会
	カルルス温泉内の道路や公共施設の保守・修繕等を随時実施。	北海道 登別市
	カルルス温泉地区の公共施設や道路等について清掃や修繕等、保全を定期的に実施している。	北海道 登別市 自然公園財団登別支部
	カルルス温泉の魅力を広く内外に PR するため、カルルス温泉サンライバスキー場で、年に 6 回のスキー・スノーボードの大会を実施し、併せて市民参加型のイベントを 1 回開催している。	登別市 登別国際観光コンベンション協会
	支笏洞爺国立公園内にあるカルルス温泉の自然や建造物等の景観を、自然公園法や北海道条例により規制している。	国 北海道 登別市



スキー大会



カルルス温泉冬まつり

(3) 今後の取組方策

カルルス温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、カルルス温泉を象徴する自然林や橘湖といった自然遺産や、古くからの伝統的な湯治場としての雰囲気を生かし、長期滞在を促す温泉地づくりを目指す。

今後は、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
カルルス温泉	高齢者入浴アドバイザーや温泉ソムリエを増員し、入浴施設に配置し、安全で適切な温泉利用を指導する。	登別市 登別国際観光コンベンション協会 カルルス温泉旅館組合
	多言語案内標記等の環境整備を行い、外国人旅行者の受け入れ環境整備を促進する。	登別市 登別国際観光コンベンション協会 カルルス温泉旅館組合
	カルルス温泉へのアクセス案内看板等を増設・整備を行う住民生活の質の向上と高齢者の健康づくりを推進する観点から、温泉を利用したヘルスツーリズムの検証を行う。	登別市 登別国際観光コンベンション協会 カルルス温泉旅館組合
	旅行形態の変化により増加した個人旅行及び若年層温泉利用者のニーズに対応した旅行商品及び宿泊プランの造成・新規市場の開拓を図る。	登別市 登別国際観光コンベンション協会 カルルス温泉旅館組合
	カルルス温泉の豊かな自然を生かした体験・交流プログラムの企画・実施する。	登別市 登別国際観光コンベンション協会 カルルス温泉旅館組合

8. 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

カルルス温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
カルルス温泉	公有施設	道路（道道洞爺湖登別線・市道カルルス路線） 公園（溪楓園） スキー場（サンライバスキー場）
	私有施設	旅館（4施設）、カルルス温泉簡易郵便局 病院・厚生施設 2施設

(2) 取組の現状

カルルス温泉において、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
カルルス温泉	公有施設	道路	適切な維持管理を実施している。	登別市
		公園	適切な維持管理を実施している。	登別市
		スキー場	段差解消に努めている。 外国人利用者向けに4ヵ国語（英語・韓国語・繁体字・簡体字）での案内看板表示を設置している。	登別市
	私有施設	建築物	段差解消に努めている。	所有者

(3) 今後の取組方策

カルルス温泉において、さらに高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整のうえ、(2)の取組を継続するとともに、それらに加えて以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
カルルス温泉	公有施設	道路	適切な道路の修繕及び保守管理を行う。	登別市
		公園	適切な公園施設の修繕及び保守管理を行う。	登別市
		スキー場	スロープ整備、点字表示の設置を推進する。 外国人利用者向けに3ヵ国語（英語・韓国語・中国語）での案内及び注意喚起の音声案内を行う。	登別市
	私有施設	宿泊施設	館内の手すり、身障者トイレの設置など、利用しやすい環境整備の協力依頼を行う。	施設所有者

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

カルルス温泉は来馬岳、オロフレ山、加車山などに外輪を囲まれ、すり鉢状の地形となっている。そのため急傾斜地が多く、一部地域が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

また、湿った南東風が来馬岳にぶつかり、上空で停滞しやすいことから、北海道でも有数の降水量が多い地域であり、平成 27 年の年間降水量は 2,791 mm にまで達した。

昭和 50 年代の大雨ではカルルス温泉内の道路が決壊し、人的被害はなかったものの、トラフ流出や盛土・切土・法面決壊などの被害が出た。また、平成以降も大雨による被害が発生している。

(2) 計画及び措置の現状

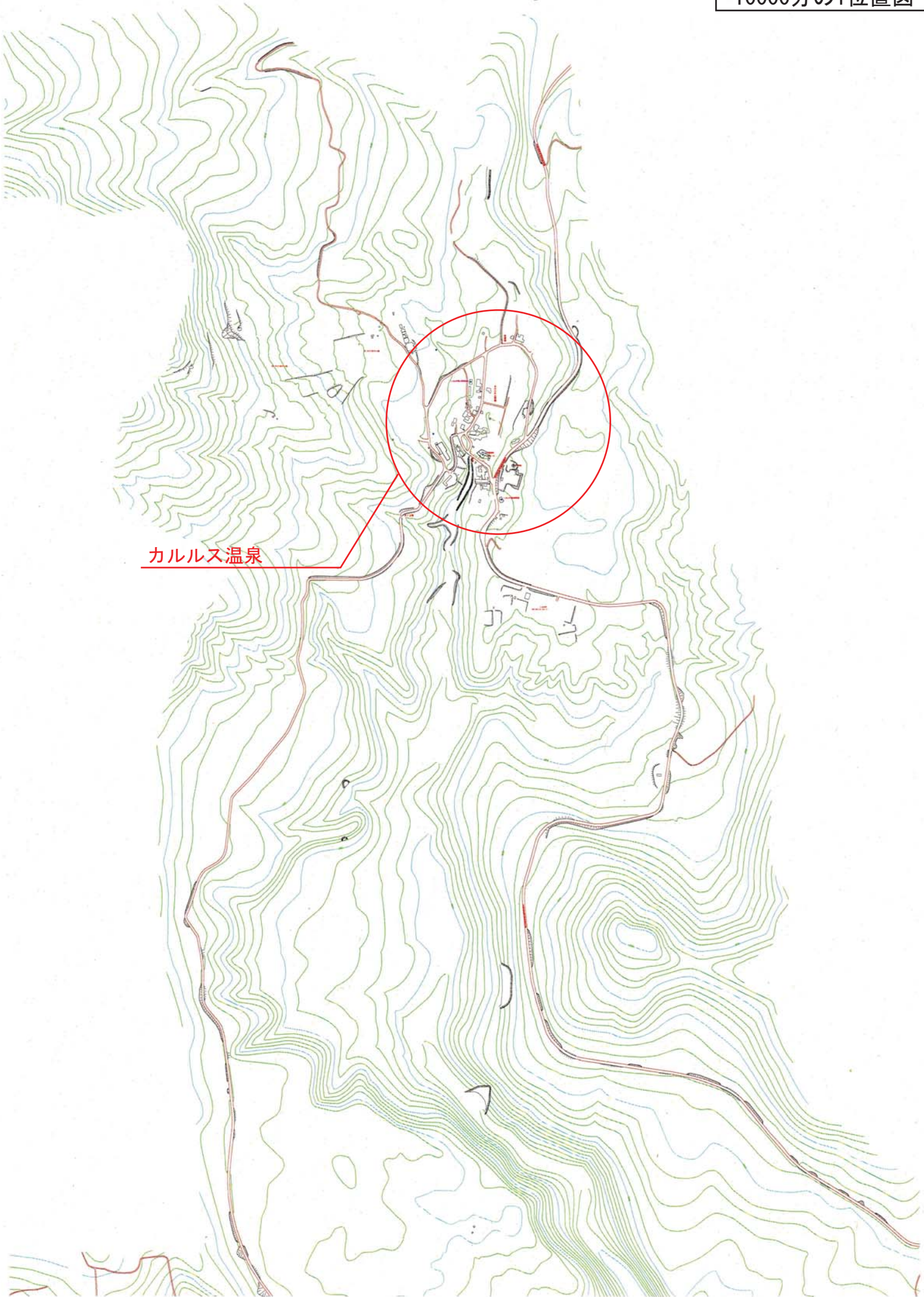
カルルス温泉において、現在災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
カルルス温泉	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、当該警戒区域ごとに避難経路等を定める。
	登別市地域防災計画	登別市地域防災計画に基づき、土砂災害をはじめとした災害の予防・応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施する。
	指定避難所 指定緊急避難場所	災害対策基本法に基づく指定避難所（屋内避難所）を 1 ヶ所、指定緊急避難場所（屋外避難所）1 か所をそれぞれ指定している。
	その他	薬師神社に市の備蓄食糧等を配備しているほか、防災行政無線の屋外拡声子局を設置している。

(3) 今後の取組方策

カルルス温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	計画又は措置の概要	実施主体
カルルス温泉	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、避難経路等を定めるほか、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知する。 また、北海道と協力して危険地域の指定と整備を促進する。	北海道 登別市
	登別市地域防災計画はじめとした各種計画において、必要に応じ適宜見直しを図る。	登別市



カルルス温泉

カルルス温泉

